

沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

沖縄県看護師等修学資金貸与条例（昭和47年沖縄県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第3号中「第10条第1項第1号アからスまで」を「第10条第1項第1号アからテまで」に改め、同項第4号中「第10条第1項第2号アからエまで」を「第10条第1項第2号アからシまで」に改め、同項第5号中「第10条第1項第1号アからスまで」を「第10条第1項第1号アからテまで」に、「第2号アからエまで」を「第2号アからシまで」に改める。

第10条第1項第1号中「アからスまで」を「アからテまで」に改め、同号ただし書中「ケにおいては」を「キ及びコにおいては」に、「コにおいては」を「サにおいては」に改め、同号ス中「第8条の2第4項」を「第8条の2第3項」に改め、同号中スをソとし、シをストし、その次に次のように加える。

セ 介護保険法第41条第1項本文の規定による指定に係る居宅サービス事業（同法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護を行う事業に限る。）、同法第42条の2第1項本文の規定による指定に係る地域密着型サービス事業（同法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護を行う事業に限る。）又は同法第53条第1項本文の規定による指定に係る介護予防サービス事業（同法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護を行う事業に限る。）を行う事業所（以下「特定施設入居者生活介護事業所」という。）

第10条第1項第1号サ中「第8条第27項」を「第8条第28項」に改め、同号中サをシとし、同号コ中「特定町村」の次に「（以下「特定町村」という。）」を加え、同号中コをサとし、同号ケ中「母子健康センター」の次に「（以下「母子健康センター」という。）」を加え、同号中ケをコとし、クをケとし、キをクとし、カの次に次のように加える。

キ 医療法第2条第1項に規定する助産所（以下「助産所」という。）

第10条第1項第1号に次のように加える。

タ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の2の2に規定する老人デイサービス

スセンター（以下「老人デイサービスセンター」という。）

チ 老人福祉法第20条の3に規定する老人短期入所施設（以下「老人短期入所施設」という。）

ツ 老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム（以下「養護老人ホーム」という。）

テ 老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム（以下「特別養護老人ホーム」という。）

第10条第1項第2号中「アからエまで」を「アからシまで」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、イ及びウにおいては助産師、エにおいては保健師として従事した場合に限るものとする。

第10条第1項第2号中エをクとし、ウをカとし、その次に次のように加える。

キ 特定施設入居者生活介護事業所

第10条第1項第2号中イをオとし、アの次に次のように加える。

イ 助産所

ウ 母子健康センター

エ 特定町村

第10条第1項第2号に次のように加える。

ケ 老人デイサービスセンター

コ 老人短期入所施設

サ 養護老人ホーム

シ 特別養護老人ホーム

第10条第1項第3号中「第1号アからスまで」を「第1号アからテまで」に改め、同項第4号中「第2号アからエまで」を「第2号アからシまで」に改め、同項第5号中「第1号アからスまで」を「第1号アからテまで」に改め、同項第6号中「第2号アからエまで」を「第2号アからシまで」に改め、同条第3項及び第4項を削る。

第11条第1号中「前条第1項第1号アからスまで」を「前条第1項第1号アからテまで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第10条第1項第1号スの改正規定（「第8条の2第4項」を「第8条の2第3項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の沖縄県看護師等修学資金貸与条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成28年度以後に貸与を受ける者について適用し、同年度前に貸与を受けた者については、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた者のうち、平成27年度以後に改正後の条例第2条第2項各号に規定する養成施設を卒業し、改正後の条例第10条第1項第1号キに規定する助産所、スに規定する訪問看護事業所、セに規定する特定施設入居者生活介護事業所、ソに規定する介護予防訪問看護事業所、タに規定する老人デイサービスセンター、チに規定する老人短期入所施設、ツに規定する養護老人ホーム又はテに規定する特別養護老人ホームで看護業務に従事したもの及び改正後の条例第2条第4項に規定する大学院の修士課程を修了した者で、改正後の条例第10条第1項第2号イに規定する助産所、ウに規定する母子健康センター、エに規定する特定町村、カに規定する訪問看護事業所、キに規定する特定施設入居者生活介護事業所、クに規定する介護予防訪問看護事業所、ケに規定する老人デイサービスセンター、コに規定する老人短期入所施設、サに規定する養護老人ホーム又はシに規定する特別養護老人ホームで看護業務に従事したものについては、前項の規定にかかわらず、改正後の条例の規定を適用する。

平成28年2月16日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

地域包括ケアシステムの構築に資するため、修学資金の返還を免除する対象施設を拡充する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。